

記者会見要旨

日 時：2026 年 7 月 28 日（火） 15：30～16：10
場 所：東証ホール
会 見 者：取締役兼代表執行役グループ CEO 山道 裕己

（山 道）

本日、私からは 2 点説明事項があります。

はじめに、「2026 年度第 1 四半期決算」についてご説明いたします。

お手元の決算短信と、決算概要をまとめた参考資料を、適宜、ご参照ください。

当第 1 四半期の「営業収益」については、出来高に連動する収益が増加したことなどにより、前年同期比 220 億円増（+50.8%）の 655 億円となりました。

また、「営業費用」は、前年同期比 42 億円増（+22.4%）の 231 億円となりました。

結果、「営業利益」は前年同期比 184 億円増（+73.3%）の 437 億円、「四半期利益」は 125 億円増（+73.6%）の 295 億円となりました。

なお、当第 1 四半期の市況動向などを踏まえ、業績予想及び配当予想を修正いたしました。

決算の詳細につきましては、のちほど、事務局にご確認いただければと思います。

続いて 2 点目、投資単位の引下げに係る検討の要請及び「更なる少額投資の実現に向けた制度・実務ワーキング・グループ」の設置について、ご説明いたします。

お手元の資料を、適宜ご参照ください。

東京証券取引所では、かねてより、個人投資家がより投資しやすい環境を整備する観点から、上場会社の皆様に対して、投資単位が「50 万円未満」の水準となるようお願いしております。

2022 年 10 月には、投資単位の引下げに向けた株式分割の実施をあらためて要請するとともに、2025 年 4 月には、東京証券取引所で設置した「少額投資の在り方に関する勉強会」での議論も踏まえ、個人投資家においては、10 万円台までの引下げを期待する声が多い旨などもお示ししているところです。

こうした中で、2022 年 10 月の要請以降、本年 6 月末日までにのべ約 760 社において、株式分割の実施を決議いただいております、大幅な株式分割や複数回にわたる株式分割を実施いただいている会社も多数存在している状況です。多くの上

場会社の皆様のご協力に、改めて御礼申し上げます。

しかしながら、未だ株式分割にご協力いただけていない会社もあり、また、近時の株価動向等の影響も相まって、足元においてもなお投資単位が 50 万円以上の水準にある上場会社は約 270 社存在しています。

政府において「資産運用立国」を推進する中で、投資単位の引下げに関する取組みについては、引き続き重要な課題であると認識しております。

そこで、東京証券取引所では、本日付けで、投資単位が 50 万円以上の上場会社の代表者に対して、投資単位の引下げに向けた株式分割の実施を、改めて要請することといたしました。

また、要請に加えて、より一層の少額投資を実現するための具体的な施策等について検討を行うことを目的として、「更なる少額投資の実現に向けた制度・実務ワーキング・グループ」を設置することとしました。

なお、詳細につきましては、のちほど、事務局にご確認いただければと思います。

本日の私からの説明は以上です。

(記 者)

よろしくお願いいたします。2 点伺います。

まず 1 点目は TOPIX の改革についてです。次期 TOPIX に採用されるかどうかというのは来月の時価総額で決まるということで、上場企業の間では TOPIX 採用を目指して様々な取組を進めていると聞いております。定期入替え制に移行することで、企業側は恒常的に株価を上げる取組を進める必要があると考えていますが、この改革を通じて、企業側にどのような対応や変化を期待されますでしょうか。

(山 道)

ありがとうございます。改めまして、この第 2 弾の見直しの趣旨について説明しますと、今回の銘柄入替えといいますのは、TOPIX の連続性を確保しつつ、市場代表性及び指数としての投資機能性の進化を図り、TOPIX を利用するパッシブ運用者あるいはインデックス投資家全般の利便性を改善することを目的としております。

具体的には、プライム市場、スタンダード市場、グロース市場の全市場を対象として、流動性をより重視した基準を設定し、銘柄の定期入替えを実施することになります。上場している市場を問わず時価総額の大きい会社が採用されますので、直近の試算では、スタンダード市場及びグロース市場から 50 社程

度が組み入れられる試算となっております。

ただ、TOPIX というのは、現時点で約 160 兆円という巨額な連動資産があることから、TOPIX に組み入れられたウェイトに比例して、選ばれた銘柄には資金が流入するということになります。今回の見直しでは、流動性基準及び時価総額による定期入替えを行うこととしているため、各企業においては中長期的な企業価値の向上に向けた取組がより重要になってくると思います。

東証では 2023 年 3 月末から資本コストや株価を意識した経営を要請しており、多くの企業において意識の変化や取組の進展が見られていますが、重要なのは短期的な株価対策ということではなく、収益力の向上や成長投資、適切な資本政策、投資家との対話等を通じて持続的に企業価値を高めていただくことです。同時に、流動性を向上させるための施策というのも重要なポイントになってくるだろうと思います。

そういう意味では今回の銘柄入替えで選定された企業においては、継続して選定されるように努めていただきたいと思いますし、初回に選定されなかったとしても、次の定期入替えに向けて、引き続き企業価値や流動性の向上に向けた取組を推進していただければと思います。

(記 者)

ありがとうございます。2 点目は取引時間の延長について伺います。アメリカに続き、イギリスも取引時間を延長し、夜間取引を行うという動きも伝えられていますが、東証として、取引時間の延長について、改めて現状の考えや検討状況を教えていただけますか。

(山 道)

まず、アメリカの主要な取引所が、今年の 12 月から 23 時間取引の提供を開始するという報道が出ていることは承知しています。特に日本を含むアジアの個人投資家の米国株に対するニーズに応えるためと言われていますが、それも理解しております。

また、ロンドン証券取引所がつい先日、2027 年上半期に自市場に上場している ETF などの商品について夜間取引の提供を計画していると発表しており、香港取引所も取引時間の延長に関する検討を行っているという報道があることも承知しております。

東証においては、ご存じのように 2024 年の 11 月から立会時間を 30 分延長しましたが、現状、日本株で取引時間のさらなる拡大、あるいは 24 時間化に対して、国内外から強いニーズは聞かれていない状況です。

実際に PTS は既に夜間取引を行っておりますが、その取引量を見ても、売買

は非常に限定的という状況です。

また、取引所としましては、取引を集中させることで十分な流動性を確保し、価格発見機能を提供することも重要な使命であると思っておりますので、例えば夜間に取引所を開けたとして、十分な流動性に基づいて公正な価格形成がされるかどうかという点はしっかり見極める必要があるだろうと考えております。

したがって、現時点では取引時間のさらなる延長ということに関しては特に検討はしておりませんが、将来的な話を否定するものではありません。いろいろなステークホルダーの意見も聞きながら、各国における取引状況、取組状況も参考にしながら、我々としても方針を決めていきたいと考えております。

(記 者)

海外取引所の取引時間延長についてですが、東証に限らず、欧米の取引所においても、夜間の取引のアクティビティー、全体に占める割合は多くないと伺ってまいりまして、それでもあえてアメリカの取引所が夜間を延ばして 24 時間化するという狙いについて、山道 CEO の所感というか、分析があれば伺えればと思います。

(山 道)

例えば NASDAQ についてですが、アデナ・フリードマン CEO が日本にいらっしゃったとき、または私がニューヨークに行った際には大体ミーティングを行います。以前のミーティングにおいて、当時、既に 24 時間取引を検討していることは発表していましたので、もちろんアジアの投資家をターゲットとしていることは理解しているが、例えば取引量については、最初はどれぐらいを見込んでいるのかと聞きました。当社もマイノリティーで出資している、アメリカのブルーオーシャンという ATS ではもう既に夜間取引を提供しておりまして、現時点で夜間取引の割合は全時間帯での取引の 1 % にも満たない状況です。

これに対して、いわゆるナショナルエクスチェンジが夜間取引を始めることによって、大きくなる可能性はあるだろうけども、とても採算が取れる状況ではない、というのが彼女の当時の見立てでした。恐らく採算を取るというよりも、サービスを提供し始めることが重要であると考えているのだらうとは思いますが。

ただ、例えば日本に置き換えて考えたとき、当然のことながら東証が市場を開けるということになりますと、参加者の皆さんは、対応に際して相当な設備投資をしなければいけない。我々が投資しなければいけないのも事実ですが、それは取引所として耐えるとしても、業界全体の負荷は相当なものが考えられます。そういうこともあり、先ほども申し上げたように、流動性の確保、あるいはどれぐらいの出来高が確保できるかということを慎重に考えたいと申し上げた次第で

す。

アメリカの場合は、それが、恐らく世界中の、特にアジアの個人投資家の興味を引くことによって、ある程度の需要を喚起できているのだと思います。しかしながら、それで我々が、例えば夜間を開けるということに関しては、現時点の様々な現象を分析して、慎重にならざるを得ないと思います。

(記 者)

ありがとうございます。詳しくはレクで伺いますが、投資単位について伺えればと思います。かねて要請も議論もされてきたと伺っておりますが、できることが極めて限定的であるからこそ、要請という形で企業に自主的な分割を呼びかけてきたと。実際、分割は増えているところだと思います。

改めて、検討会を開いて出せる方向性は限定的かなと思う点もありますが、頭の体操レベルで何ができるのかというのを教えて頂ければと思います。

(山 道)

昨年まで実施した勉強会の中でも、例えば全上場銘柄の売買単位を1株単位に、など様々な案が出てきています。ただ、日本の上場企業の株価の分布を調べますと、100円未満、あるいは100円台、200円台だけで三百数十社あります。例えば、その100円台の株式を1株単位で取引するというのがどうなのか、ということもありますし、日本市場は株価の分布が非常に広いということです。アメリカの場合はある程度株価の分布が固まっているので、売買単位を1株単位にすることは意味があると思いますが、そういった意味では、いきなりというのはしんどいのかなと思います。

先ほど申し上げたように、2022年の10月に要請をしてから七百数十社がもう既に分割していただいています。NTTが25分割、その他10分割をしていただいた企業も結構な数に上ります。当面は、やはりこの分割による投資単位の引下げを引き続き要請していきたいと考えております。

例えば株式分割を実施したことにより、コストが増加したということがあれば、そのコストを削減できれば分割もやりやすいというお話もあると思いますので、そのような情報も集めながら、より少額投資を目指して分割していただくという方向に、当面は向かっていきたいと考えております。

いつも言いますように、我々取引所で勝手にこうすると決めても、例えば取引参加者の皆さんがついてきていただけないだけでは意味がありませんので、その次の段階をどうするか、限定的に1株にするのか、あるいは100株ではなくて違う単位にするのか、様々な案はあり得ると思いますので、そういったことも含めて検討していきたいと思います。

(記 者)

レバレッジ ETF についてお伺いしたいのですけれども、韓国では、個人投資家について、レバ ETF の投資額の制限をする方針という話も出ている中で、レバ ETF がボラティリティーを増幅させるという懸念が高まっていると思うのですけれども、アメリカでは、日本株に連動した個別株レバ ETF の登録がされ、準備が進んでいるということで、東証では上場できないと思うのですけれども、アメリカからの影響は受ける可能性があるのではないかと思います。こうした個別株レバ ETF についての山道 CEO のお考えですとか、JPX として取るべき対応がもしあるとお考えでしたら、アメリカで起こっている話ではありますけれども、その辺りをお伺いできればと思います。

(山 道)

まず、個別株 ETF そのものが日本では認められていないというのが一つと、さらに、レバレッジをかけることはできないということです。例えばレバレッジをかけた個別株 ETF が、今般の AI あるいは半導体関連のような相場となったときには、その ETF を設定している投資信託会社のアセットマネジャーは、レバレッジをかけているため相場の動きの2倍や3倍になるように取引をせざるを得なくなるということから、当たり前ですけど、株式市場が動く中で、レバレッジ ETF の取引が増えてくれば、ボラティリティーは高まるのだと思います。そもそもの取引が、半導体株、AI 絡みの株に少し集中し過ぎていたというのはあるのかもしれませんが。

韓国で、例えば新規の個別株レバレッジ ETF が制限されているというのはもちろん承知しています。日本で、それに追随する動きがあるかということ、今のところ全くないという状況です。やはり個人投資家保護を考えたときには、すぐには踏み切れないということかと思います。

それから、アメリカで日本の個別株 ETF、勝手 ETF といいますか、当該会社は知らない中で ETF が上場するということが出てくる可能性はもちろん否定はできない。アメリカはご存じのように、勝手 ADR がたくさんありますから、そういうお国柄なので否定はできないとは思いますが、こちらのマーケットにどういう影響を与えるかは注視していきたいと思っています。

(記 者)

確認ですけれども、日本で追随する動きがあるかということ、そのつもりはないというのは、個別株レバ ETF を解禁するという意味での、追随する動きということでしょうか。

(山 道)

というか、ニーズがそこまで聞こえてこないということだと思います。

(記 者)

2点あるのですけれども、1点目が、欧米の取引時間延長に関して、東証では今のところ延長は検討してないとのことですが、実際、欧米での延長の動きというのは、日本市場またはアジア市場の競争力とか、投資家の資金の流れにどのような影響を与えとお考えでしょうか。また、日本市場として競争力を維持するために、取引時間延長以外で重要になる点があれば教えてください。

(山 道)

日本にどう影響を与えるかというのは、なかなか難しい話だと思うのですが、例えば日本の日中、東証も開いている時間にアメリカ株が取引できるようになったときに、円をドルに換えてアメリカ株を買う人がどれぐらいいるか、そういうことが今までなかったと思うので、なかなか難しいですね。

ある程度の興味を持つ人はいるとは思いますが、ただ、アメリカの機関投資家も夜間はやらないと、今のところは言っていますから、日本の機関投資家も、アメリカが開いているときにやればいいということだと思います。

そうすると、恐らく個人投資家がどれぐらい流れるかということですが、個人投資家は、東証の1日の取引の大体25%程度ですので、そのうちのどれぐらいが、日本株の代わりにアメリカ株を売買するのか、それとも新しい資金が入ってきて売買するかも分からないので、どれぐらいの影響があるかというのは分かりません。

ただ、投資対象としてアメリカ株が増えることによって、投資というものに対して慣れ親しむ人がより増えるというのは、多分悪いことではないだろうなとは思いますが、日本株の取引に、どのぐらいのマイナスのダメージがあるかというのは、なかなか分からない。ただ、ある程度興味を持つ人はいるのだろうなとは思いますが。

(記 者)

ありがとうございます。2点目が、今まで日本、韓国、台湾を中心にAI関連銘柄が相場を牽引してきたと見られていると思うのですが、韓国ではその上昇分を失うような動きも見られていて、日本市場でも調整が見られているのですが、この日本市場、アジア市場全体として、AIというテーマに左右されやすい市場構造をどのようにご覧になっているのか、また、日本では、よ

り幅広いセクターが相場を支える構造に変わる必要があったりするのか、お考えをお聞かせください。

(山 道)

今の日本は、韓国に比べると、はるかに裾野は広いと思います。例えば銀行株も含めて、ここ2年ぐらいのマーケットの上昇というのは、半導体株だけ、あるいはAI株だけではないことは明らかです。今日、日経225は相当下げていますが、TOPIXの下げがあまりないのは、そういった一部のセクターの下げが、そこまで大きなものではないということだと思います。

ただ、マーケットというのは、その時々で色々なテーマがあって、そのテーマに則った株が人気を博す。ただ、AIブームが今までと少し違うのは、世界中で同じことが起こっているということですね。ですが、日本においては、他国と比べて、そこまでの集中度ではないということかと思います。

それから、色々なことが言われていますけれども、まだ内需関連等でも出遅れている株もあるでしょうし、今まであまり注目されてなかった企業群に注目する投資家は、ある程度出てきていると思います。

AI関連株が相当下げている中でも、下げ幅が小さい、あるいは逆に上がっている銘柄もあるということで、日本では、そういった分散が効いているといえますか、ダイバーシフィケーションが効いているというのは特徴ではないかと思います。

(記 者)

現在、与野党内で国債をNISAに組み入れる法案の議論が進んでいます。個人の資産形成を後押しする狙いがある一方で、貯蓄から投資への促進を目的としたNISAの制度設計に反するという声や、企業への成長資金供給が弱まるのではないかという懸念の声もあります。CEOの考えをお聞かせください。

(山 道)

まず、NISAは国の制度ですので、国債を投資対象として入れるべきだ、入れるべきではないというのは、どちらも、私自身はあまり個人としての意見は持っていないです。

というのは、国債を対象としたETFは既に成長投資枠の対象だからです。ですから国債そのものを入れることによって、今まであったETFから流れ出た資金がそちらに行くということはあるのかもしれませんが。けれども「金利のある世界」になってくると、投資家の目線というのは、いろいろな目線が出てきて当たり前ですので、その目線に比べると考える人がいても不思議ではないなとは思

います。

もうひとつ、金利がある世界は、やはり今までとは全然違う世界なので、例えば大阪取引所に上場している JGB 先物でも、すでにかなり取引高も増えていきますし、ボラティリティーも高まっています。これは投資妙味が出てきているということで、いろいろな意味で今までとは違った魅力のあるマーケットになってくると思いますので、そういった魅力を増すという意味で、取り組まれようとしているのかなとは思っています。ただ、良い、悪いを、私はなかなか言いにくい状況です。

(記 者)

コーポレートガバナンス・コードの改訂に関して2点伺います。

今回、「現預金などの活用について不断に検証すべきである」と盛り込まれましたが、改訂の意義と今後の課題についてお願いします。

(山 道)

2023 年3月に東証は「資本コストや株価を意識した経営」の実現に向けた対応の要請を出しましたが、当時から、資本配分や成長投資への取組みなどについて言及しております。ご存じのとおり、コーポレートガバナンス・コードは、2015年に策定されたのち、2018年、2021年に改訂されてきましたが、「資本コストや株価を意識した経営」の要請を出した頃から、次は「資本の配分」が非常に重要なテーマになると思っていました。それが今回、2026年の第3次コーポレートガバナンス・コード改訂において、組み入れられたものと受け止めています。

もっとも、成長投資か株主還元かという二者択一の話ではありません。上場企業は、当然のことながら両方を追い求める必要があります。また、企業ごとに置かれている状況も異なります。ある企業は、成長投資を最も重要かつ喫緊の課題と考えるかもしれませんし、別の企業は、成長投資が一段落し、株主還元に回そうと考えるかもしれません。企業には、自社の現状を踏まえ、自社にとって最適な決断を行っていただきたいと思います。この考え方は以前から変わっていません。

キャッシュが過度に積み上がっているという分析もありますが、日本は三十年余りにわたってデフレ環境にあり、その間には金融危機と COVID-19 (コロナ) という2つの特大級のショックを経験しました。コロナは世界中が経験しましたが、日本は特にデフレ環境下だったということで、企業や従業員を守るためにキャッシュを積み上げてきたことには、やむを得ない部分もあったのだろうと考えています。

ただし、現在はもう既に4年にわたって、インフレになってきていますから、

今までのデフレ環境下のマインドセットとは異なる決断や考え方が求められるということもあり、特に強調した形になったものと理解しています。

(記 者)

今回の改訂では、社外取締役の質の確保に関する原則が追加されておりまして、取引所の立場から見て、この社外取の質に関しての課題認識があればお願いします。

(山 道)

一概に一般論として論じるのは難しいと思います。ただ、例えば、社外取締役のトレーニングに関して、より多様なプログラムやサービスを提供する企業が出てきてもよいのではないかと考えています。

現在の社外取締役の能力が劣っているという意味ではなく、社外取締役により適した経験や能力を身につけていただくためのトレーニングがあってもよいということです。需要が供給を生むという面もあります。現在、プライム市場では、取締役の3分の1以上を社外取締役が占める企業が約99%、社外取締役が過半数を占める企業も全体の30%近くまで増えてきています。

今後は、単に人数を確保するだけではなく、やはり質を求める段階になると思いますから、その意味で、社外取締役向けのトレーニングなども必要だと考えています。

(記 者)

よろしくお願いします。7月の株価動向など、ちょっと7月を振り返って、株式市場についてどのように評価されているか、教えていただけますでしょうか。

(山 道)

市場運営者として、株価動向の評価はしないのですが、ただ、ボラティリティーが高まっているということは事実だと思います。

いろいろな要因があろうかと思います。地政学的なリスク、例えば中東の戦闘も一時終わりに近づいているようでしたが、また再発していますし、あるいはAI関連の銘柄も世界的に連動しているということから、米国市場の値動きが波及してくるなど、ボラティリティーは高まっているとは思いますが、ただ、今の株価、あるいは、今後どうなるかも含めて、市場運営者として評価はしないということです。

(記 者)

ありがとうございます。

(記 者)

確認ですけれど、レバ ETF のところで、山道 CEO のお考えとしては、個別株レバ ETF に対する個人のニーズというのはあまりなく、個人投資家保護を考えると、解禁も踏み切れないという理解で間違いないでしょうか。

(山 道)

現時点で個別株 ETF を上場したいということやレバレッジをかけたいということも直接は聞いていないという状況です。やらなければならないという考えにはつながっていないということです。

(記 者)

分かりました。証券会社を通じて海外で上場しているレバ ETF を個人投資家などが買える状況はあると思うのですが、これについては何かありますか。

(山 道)

ルール上問題ないということであれば止めようがないとは思いますが。

(記 者)

止める必要があるか、というと。

(山 道)

我々のところで上場されているわけではありませんので、我々が何かということはありません。金融庁でお考えいただくということだと思います。

(記 者)

分かりました。ありがとうございます。

以上